

い復旧工事が進んでいるのか。

答 町内の公共土木施設と、農林業施設の補助災害復旧工事は、すべて発注済であり、8月末現在で、工事件数148件、工事費12億9,699万円のうち、完了件数89件、完了工事費5億2,102万円となつており、工事件数ベースで、60.1%、工事費ベースで、40.2%の完成率である。

問 危険箇所はどうぐらいあるのか。
答 土砂災害防止法に基づき愛媛県が指定している土砂災害警戒区域は、現在、町内に365カ所ある。また、基礎調査を終了した箇所が218カ所あり、これらは今後、土砂災害警戒区域に指定される予定となつておる。

問 避難場所での新型コロナ対策はどうなつていいか。
答 警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合、地区公民館6カ所に加えて、三密になる状況をできるだけ緩和するため、鬼北総合公園体育館を開設することとしている。これらの避難所については、発熱や咳嗽等の症状のある方専用のスペースを別フロアに確保し、他の避難者との接触を減らすこととしており、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等の衛生用品を配備したほか、段ボール間仕切り、段ボールベッドの備蓄を進めている。避難所運営職員に対しても、体温チェックや衛生管理を徹底し、換気や消毒、十分なスペースを確保することなど、避難所の衛生環境に留意するよう指導している。

◆赤 松 俊 一 議員

【高齢者の外出支援について】
問 歩行補助用電動車購入の一部補助策の例はないか。
答 購入の補助は、現在、当町では実施していないが、介護保険サービスの中の福祉用具貸与として、要介護2から5の認定を受けた被保険者および要支援1と2、または要介護1の認定を受けた一部の被保険者を対象者として、歩行補助用電動車のレンタル料についているか。

【「コロナ禍について】

問 特別定額給付金は町民全員に給付し終わったのか。
答 特別定額給付金は、支給対象世帯数が5,034世帯、支給対象者数が10,056名である。このうち、5,020世帯、10,042名に対し給付金を支給し、99.86%の支給率となつた。

問 いろいろな給付金があるが、手続きはスマートにいついているのか。また、手続きがスマートにいかなかつた給付金はあるのか。
答 いずれの給付金についても、特に混亂もなく手続きは円滑に行えており、手続きがスマートにいつていない給付金は、現在のところないと考えている。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策について】

問 持続化給付金の対象となる事業所の申請状況について
答 事業所の申請状況は、個人からの電子申請になることから、町では、町内事業者全体の申請事業者の数は把握できない。ただし、町独自の応援給付金申請時に、国の持続化給付金の給付申請状況を記載していただいており、9月14日現在の町応援給付金申請事業者126事業者のうち、77事業者が持続化給付金について申請された旨、申告いただいている。

【斎場の利用状況について】

答 植原町と締結した日吉斎場管理運営協定書に、使用料、経費の負担、特別負担金について規定されている。使用料は、鬼北町の方が、大人1体につき8,000円、小人1体につき6,000円、植原町の方が、大人1体につき1万円、小人1体につき8,000円と定められている。また、鬼北町および植原町の斎場の管理運営に要する経費の負担は、2分の1を平等割、2分の1を前年の1月から12月の使用件数割としている。また、植原町は、特別負担金として、利用1体につき、協定書に規定されている使用料と同額を負担している。

問 今後の斎場の管理運営方針について
答 日吉斎場は、建設後40年以上が経過しており、設備等かなり老朽化が目立つておる。今後は、施設の定期点検を行い、その結果に基づき、共同して業務を委託している長久築炉工業株式会社に依頼し、再度現場において検証を行っており、その結果に基づき、共同して管理運営を行っている植原町と協議をして、再度現場において検証を行ふ必要があると考えている。いずれにしても、広見斎場の改築計画、住民の皆さんのご意見、植原町の意向等も考慮し、将来を見通した方針を、なるべく早い時期に協議・決定していく

【日吉斎場の管理運営について】
問 今後継続的な支援策として、どのような施策を出して法人企業のサポートを強化していくのか。
答 今回、一般会計補正予算に、新たな事業者支援策・経済対策として、プレミアム商品券販売事業の予算を、2億650万円計上しており、今後も、コロナの感染状況、町内事業者の経営状況を見ながら、継続的にサポートを図つていただきたい。

問 斎場の管理運営に要する経費の負担について
答 植原町と締結した日吉斎場管理運営協定書に、使用料、経費の負担、特別負担金について規定されている。使用料は、鬼北町の方が、大人1体につき8,000円、小人1体につき6,000円、植原町の方が、大人1体につき1万円、小人1体につき8,000円と定められている。また、鬼北町および植原町の斎場の管理運営に要する経費の負担は、2分の1を平等割、2分の1を前年の1月から12月の使用件数割としている。また、植原町は、特別負担金として、利用1体につき、協定書に規定されている使用料と同額を負担している。